

意見交換会における総務経済常任委員会の見解

1 はじめに

新嵐山スカイパークの経営については、運営者を町から指定管理者などに変えながら現在に至っており、令和2年度から新嵐山活用計画に基づいて運営の見直しが行われています。第5期芽室町総合計画に明記している「町民にとっても自慢のできる、誇ることのできる新嵐山スカイパーク」を目指して進められているかを、今年度の委員会抽出事業とし、新嵐山活用計画の進捗状況や予算編成などの調査を進めています。

2 意見交換会の実施

- ・令和3年9月16日（木） 新嵐山荘テナント3社
- ・令和3年10月6日（水） 新嵐山株式会社

指定管理者は、活用計画に基づき新嵐山スカイパーク全体の運営の見直しを検討し、今年度から契約の正常化の観点で公募形式が採用され、新嵐山荘1階の既存のテナント3社とは、効率的な施設内の動線確保と利用者の利便性向上のための営業場所の移動など、条件変更も含めて複数回の運営委託契約の協議を進めてきました。

しかしながら、テナント側からは、運営委託契約に対する不安感、場所移動の必要性、昨年度からの疑問点が解決されていないなど、変更事項に対して町からも早めに説明が欲しかったこと、課題解決のために、もう少し歩み寄った協議ができれば、混乱が生じなかったことなどが指摘されました。

テナント側と新嵐山株式会社による協議について、双方に一部見解の違いがあり、民間事業者間の協議事項に対しては、当委員会及び議会として何らかの決定等を下す立場にありませんが、双方との意見交換会から見える課題は、改革を進めるにあたり、運営会社、テナントや関係団体等が、新嵐山スカイパーク全体の発展のため、共に成長戦略を考えるパートナーとして互いを尊重し、意識を共有出来なかったことと考えます。

3 総務経済常任委員会（令和3年11月17日、12月1日）

今回の意見交換を踏まえて調査項目を整理し、新嵐山スカイパークに関する町からの説明を受け、その後に質疑・討議を行い、次のとおり委員会の見解をまとめました。

記

町の重要財産である新嵐山スカイパークの大転換・大改革に際し、

- ① 指定管理者制度において、町の責任と指定管理者に委ねる部分の区別が重要事項ではあるが、施設設置者として町の責務を発揮すること。
- ② 新嵐山スカイパーク活用計画の推進にあたっては、町としても主体性を発揮し、町民や利用者への説明責任、情報共有に努めること。

以上の視点を課題と認識し、新嵐山スカイパーク活用計画の進捗状況や、事業展開については、引き続き調査し、しっかり議論してまいります。